

半田市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、半田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年半田市条例第22号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費使用計画書の提出)

第2条 条例第六条に規定する計画の提出は、政務活動費使用計画書（様式第1号）によるものとする。

(交付請求)

第3条 条例第7条に規定する成果報告及び第8条第1項に規定する交付請求は、政務活動費成果報告書兼請求書（様式第2号）によるものとする。

(収支報告書の提出)

第4条 条例第9条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第3号）によるものとする。

(政務活動費管理委員会)

第5条 議会は、条例第10条の規定に基づく調査を行うため、政務活動費管理委員会を設置する。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付する。

(政務活動費の返還)

第7条 条例第11条に規定する政務活動費の返還の求めは、政務活動費返還通知書（様式第4号）によるものとする。

(透明性の確保)

第8条 条例第13条の規定に基づき、議長は、議会ホームページで政務活動費の収支報告書、成果報告書及び証書類を公開する。

(会計帳簿の整理保管)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る支出について会計帳簿を調製し、これを条例第9条に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管し、議会ホームページで公開しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）
政務活動費使用計画書

平成 年 月 日

半田市議会議長

殿

議員名

印

政務活動費使用計画書

1 計画の内容（単位 円）

使途項目	予算額	左のうち政務活動費充当額	事業計画
支出合計		①	

2 上記計画前までに請求した政務活動費の合計金額 (②) 円

3 ①+② 円

別記様式第2号（第3条関係）
政務活動費成果報告書兼請求書

平成 年 月 日

半田市長 殿
半田市議会議長 殿

議員名 印

政務活動費成果報告書兼請求書

半田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条及び第8条の規定により、下記のとおり報告し、請求します。

記

1 活動内容（成果報告）

2 既に交付を受けた額 円

3 今回請求額 円

4 交付後の合計額 円

別記様式第3号（第4条関係）

政務活動費収支報告書

平成 年度政務活動費収支報告書

議員名

印

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計 額		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第4号（第7条関係）

政務活動費返還通知書

政務活動費返還通知書

年 月 日

殿

半田市長

印

年 月 日に交付した政務活動費について、半田市議会政務活動費の交付に関する条例第11条の規定により、下記の額を返還するよう通知します。

記

返還額 金 円

備考